

平成 30 年度 津山市中心市街地空き店舗等対策事業補助金のご案内

中心市街地の空き店舗などで、新しく出店を希望する方々を広く募集しています。対象物件の紹介、津山市の補助制度を活用した資金援助、経営相談など、夢の実現に向けて開業後も継続的にサポートします。ぜひ、このチャンスにご応募ください。

1 補助対象者

商店街組合等

(商店街振興組合、まちづくり協議会、市長が適当と認める商業団体又は市民団体)

2 対象となる空き店舗

閉鎖された状態が 1 年以上経過している空き店舗等

＊ 補助対象となる空き店舗等については、事前に事務局（津山市空き店舗対策機構）へお問い合わせください。

3 事業区分及び補助内容

事業区分	補助対象経費	補助額
○新商人育成支援事業 空き店舗等改修等支援事業	空き店舗等（自己所有（3 親等以内の親族所有を含む。）を除く。）を活用した新規創業者の出店に必要な店舗の改装費、設備費、広告宣伝費等の経費で市長が適当と認めるもの。	補助対象経費の 3 分の 2 以内の額（200 万円を上限とする。）
○新商人育成支援事業 空き店舗等賃借料補助事業	空き店舗等（自己所有（3 親等以内の親族所有を含む。）を除く。）を活用した新規創業者の出店に必要な連続する 12 箇月分の店舗賃借料（敷金、礼金、共益費等を除く。）	補助対象経費の 3 分の 2 以内の額（60 万円（月額 5 万円）を上限とする。）
○二次創業支援事業	空き店舗等（自己所有（3 親等以内の親族所有を含む。）を除く。）を活用した出店に必要な店舗の改装費、設備費、広告宣伝費等の経費で市長が適当と認めるもの。	補助対象経費の 3 分の 2 以内の額（200 万円を上限とする。）
○賑わい創出支援事業	自己所有（3 親等以内の親族所有を含む。）を活用した出店に必要な店舗の改装費、設備費、広告宣伝費等の経費で市長が適当と認めるもの。	補助対象経費の 3 分の 1 以内の額（100 万円を上限とする。）

4 補助の主な条件

- (1) 中心市街地活性化区域からの移転ではないこと。
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の対象となる事業ではないこと。
- (3) 営業開始から5年以上の営業を行うこと。(開業後も2年間、経営状況の報告が必要)
- (4) 原則、週4日以上、昼間の時間帯(11時から19時まで)に営業を行うこと。
- (5) 商店街組合等が行う中心市街地活性化に資するイベント等に積極的に参加すること。
- (6) 改装工事をしようとする空き店舗等が、過去に本事業により補助金の交付を受けている場合は、本補助事業完了後5年を経過していること。

5 申込み、補助金お支払いまでの流れ

①申込み(出店者 ⇒ 津山市空き店舗対策機構事務局)

出店者は商店街組合等と調整のうえ、必要書類を添えて申し込んでください。

②審査会(出店者 ⇒ 津山市空き店舗対策機構事務局)

空き店舗対策機構事務局の指定する審査会へ出席し、事業説明等を行ってください。

③補助金の交付申請(出店者 ⇒ 商店街組合等 ⇒ 津山市経済政策課)

審査会で審査基準を満たし、事業が採択された場合は、補助金交付申請手続きを行ってください。(詳細は、事業採択後に案内します。)

＊ 当補助金の交付申請者は、商店街組合等となります。商店街組合等を通じて申請を行ってください。

④補助金の交付決定通知(津山市経済政策課 ⇒ 商店街組合等 ⇒ 出店者)

交付決定後に、店舗の改修等、事業に着手していただきます。

＊ 交付決定前の事前着手は補助の対象となりませんのでご注意ください。

⑤補助金のお支払い(津山市経済政策課 ⇒ 商店街組合等 ⇒ 出店者)

事業が完了し、実績報告書等の提出後に補助金をお支払いします。

＊ 補助金は商店街組合等を通じてお支払いします。

お問い合わせ

津山市空き店舗対策機構事務局(津山市堺町5 まちなかさろん再々 内)

担 当 山田

電話&FAX 0868-23-2250

E-mail tmo-s@chic.ocn.ne.jp